

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

目次

種別	番号	質問
制度全般	Q1	ZEH水準とは何ですか？
	Q2	断熱等性能等級5相当とは、どのような水準の断熱性能なのですか？
	Q3	全体改修とは何ですか？
	Q4	部分改修とは何ですか？
	Q5	全体改修と部分改修との違いは何ですか？
補助対象 (設備) について	Q6	給湯器の取替（古い給湯器をエコキュートやエコジョーズなどに取り替える場合）は補助対象になりますか？
	Q7	太陽熱利用システムの設置は補助対象になりますか？
	Q8	LED照明の設置は補助対象になりますか？
	Q9	蓄電池の設置は補助対象になりますか？
	Q10	太陽光発電設備の設置は補助対象になりますか？
	Q11	住宅全体を断熱改修し、断熱等性能等級5相当以上にしたうえで、設備の効率化に係る改修をしたいのですが、 設備の仕様等に条件はありますか？
補助対象 (断熱改修) について	Q12	部分改修の場合、開口部や躯体等の一部を断熱改修し、 その改修部分だけ（一室のみなど）を「断熱等性能等級5相当以上」とすれば補助対象になりますか？
	Q13	窓の改修を2か所を予定していますが、補助対象になりますか？
その他の補助 条件について	Q14	省エネ設計と省エネ改修のどちらか一方のみの申請はできますか？
	Q15	省エネ設計や省エネ改修を行う業者は、 袋井市内の業者でなければいけませんか？
	Q16	省エネ設計と省エネ改修を行う業者は、 同一の業者でなければいけませんか？
	Q17	ほかの補助金と併用 することはできますか？
補助額につい て	Q18	補助対象経費の下限（一定以上の額の工事費でなければ補助対象にならないなど）はありますか？
	Q19	補助金はいくらくらい出ますか？
申請手続きに ついて	Q20	どのような業者に相談すればよいですか？
	Q21	申請はいつ提出すればよいですか？
	Q22	申請期限 はありますか？
	Q23	申請後、交付決定まではどのくらいの期間がかかりますか？
	Q24	交付決定を受けたら、すぐに省エネ改修工事に着手してよいですか？
	Q25	設計確認依頼書を提出後、設計確認通知書の交付まではどのくらいの期間がかかりますか？
	Q26	省エネ設計や省エネ改修は 年度をまたいでもよいですか？
	Q27	省エネ設計は実施しましたが、工事費が高額になるため省エネ改修は行わないことにしました。 省エネ設計分だけ補助金は出ますか？

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

目次

種別	番号	質問
申請手続きについて	Q28	1つの物件で、複数回補助を受けることはできますか？
	Q29	断熱等性能等級はどのように確認するのですか？
	Q30	改修工事中に 変更事項 が生じた場合、その項目を補助対象とすることはできますか？
	Q31	補助金の交付は予算の範囲内で実施するとありますが、予算はまだ残っていますか？
	Q32	補助申請の必要書類のうち、承諾書とは何ですか？

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

番号	種別	質問	回答
Q1	制度全般	ZEH水準とは何ですか？	<p>次の2つを満たす省エネ性能の水準をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級が5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く) (※断熱等性能等級の詳細はQ2参照) ・再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減
Q2	制度全般	断熱等性能等級5相当とは、どのような水準の断熱性能なのですか？	<p>断熱等性能等級は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法に基づき、外壁や窓などの断熱化などによる省エネルギー対策を評価したものです。</p> <p>等級2が昭和55年頃の基準の断熱性であり、現在は等級7まであります。</p> <p>等級4は令和7年4月1日以降に着工する新築住宅に求められる現行の基準で、等級2の約1.9倍の断熱性があります。</p> <p>等級5はZEH水準で求められる断熱性能と同等で、等級2の約2.8倍の断熱性があります。</p>
Q3	制度全般	全体改修とは何ですか？	<p>次の2つをどちらも行うことにより、住宅全体がZEH水準に相当するよう改修し、BELS等（第三者認証の制度）を受けるものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①開口部、躯体等の断熱化 ②設備の効率化に係る改修
Q4	制度全般	部分改修とは何ですか？	<p>①開口部、躯体等の断熱化</p> <p>により、住宅全体が断熱等性能等級5相当以上の性能になるよう改修するものをいいます。</p> <p>なお、②設備の効率化に係る改修を併せて行い、補助対象経費に含めることができますが、実施は任意です。</p>
Q5	制度全般	全体改修と部分改修との違いは何ですか？	<p>全体改修は、①開口部、躯体等の断熱化+②設備の効率化に係る改修の両方を行い、住宅全体がZEH水準に相当する必要があります。</p> <p>部分改修は、①開口部、躯体等の断熱化を行い、住宅全体が断熱等性能等級5相当以上の性能になる必要がありますが、②設備の効率化に係る改修の実施は任意であり、①だけでも補助対象となります。</p>
Q6	補助対象 (設備) について	給湯器の取替（古い給湯器をエコキュートやエコジョーズなどに取り替える場合）は補助対象になりますか？	<p>給湯器の取替のみでは補助対象となりません。設備の効率化に係る改修は、住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にするための開口部、躯体等の断熱改修を併せて行う場合に対象になります。給湯器以外の設備（太陽熱利用システム、LED照明、蓄電池など）も同様です。</p> <p>なお、部分改修における設備の効率化に係る改修工事費として補助対象経費に計上できる額は、断熱改修に係る工事費と同額以下とします。</p>

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

番号	種別	質問	回答
Q7	補助対象 (設備) について	太陽熱利用システムの設置は補助対象になりますか？	太陽熱利用システムの設置のみでは補助対象なりません。Q6と同様です。（設備の効率化に係る改修は、住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にするための開口部、躯体等の断熱改修を併せて行う場合に対象になります。）
Q8	補助対象 (設備) について	LED照明の設置は補助対象になりますか？	LED照明の設置のみでは補助対象なりません。Q6と同様です。（設備の効率化に係る改修は、住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にするための開口部、躯体等の断熱改修を併せて行う場合に対象になります。）
Q9	補助対象 (設備) について	蓄電池の設置は補助対象になりますか？	蓄電池の設置のみでは補助対象なりません。Q6と同様です。（設備の効率化に係る改修は、住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にするための開口部、躯体等の断熱改修を併せて行う場合に対象になります。）
Q10	補助対象 (設備) について	太陽光発電設備の設置は補助対象になりますか？	太陽光発電設備の設置は補助対象ではありません。
Q11	補助対象 (設備) について	住宅全体を断熱改修し、断熱等性能等級5相当以上にしたうえで、設備の効率化に係る改修をしたいのですが、 設備の仕様等に条件はありますか？	補助金交付要綱に定められた 所定の仕様を満たす設備とする 必要があります。一部の設備は、国土交通省が実施する子育てエコホーム支援事業や子育てグリーン住宅支援事業に登録されたエコ住宅設備でも補助対象となります。また、設備によっては、組合せに条件がありますので、補助金交付要綱をご確認いただくか、詳しくは担当部署へお問合せください。
Q12	補助対象 (断熱改修) について	部分改修の場合、開口部や躯体等の一部を断熱改修し、 その改修部分だけ（一室のみなど）を「断熱等性能等級5相当以上」とすれば 補助対象になりますか？	補助対象なりません。部分改修では、 住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にする必要 があります。
Q13	補助対象 (断熱改修) について	窓の改修を2か所を予定していますが、補助対象になりますか？	一部の窓の改修のみでは、補助対象とならない可能性が高いです。部分改修の場合、住宅全体を断熱等性能等級5相当以上の性能にする必要があります。
Q14	他の補助 条件について	省エネ設計と省エネ改修のどちらか一方のみの申請はできますか？	申請できません。 省エネ設計と省エネ改修を 一体的に行うものが補助対象 となります。なお、補助金の交付申請は着手前に行う必要がありますので、省エネ設計を始める前に申請し、交付決定されてから着手してください。
Q15	他の補助 条件について	省エネ設計や省エネ改修を行う業者は、 袋井市内 の業者でなければいけませんか？	省エネ設計や省エネ改修を行う業者は、 袋井市内の方でなくても構いません。

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

番号	種別	質問	回答
Q16	その他の補助条件について	省エネ設計と省エネ改修を行う業者は、同一の業者でなければいけませんか？	省エネ設計と省エネ改修を行う業者が、同一の業者である必要はありません。
Q17	その他の補助条件について	ほかの補助金と併用することはできますか？	国、静岡県及び袋井市が実施する他の補助事業との併用（二重で受け取ること）はできません。
Q18	補助額について	補助対象経費の下限（一定以上の額の工事費でなければ補助対象にならないなど）はありますか？	補助対象経費の下限はありません。
Q19	補助額について	補助金はいくらくらい出ますか？	省エネ設計については、かかる設計費等に対して補助率2/3、上限38.8万円です。 省エネ改修については、かかる工事費等に対して補助率23%、上限102.5万円です。 なお、全体改修を行う場合は、改修に伴う重量化に対して実施する構造補強工事にも補助金が上乗せされ、上乗せ分は補助率23%、上限36万円です。 また、改修工事の仕上げ材にしづおか優良木材等を使用するとさらに補助加算が行われます。
Q20	申請手続きについて	どのような業者に相談すればよいですか？	市では、個別の業者のご紹介はできません。 例えば、ご自宅を建てたときのハウスメーカーや建設会社、設計事務所などが分かれれば、そちらにご相談いただくことなどが考えられます。 また、市の窓口で、リフォーム業界団体の一覧や、団体所属会社の名簿の閲覧などは可能です。市役所建築住宅課までお越しください。
Q21	申請手続きについて	申請はいつ提出すればよいですか？	申請は事業を行う前に提出してください。事業とは、省エネ設計を含みますので設計業務に着手する前に提出をお願いいたします。
Q22	申請手続きについて	申請期限はありますか？	同年度の2月末を目途に補助対象工事が完了し、実績報告を行うことができる見込の事業を、申請してください。 ただし、予算の範囲内で補助を実施するため、年度途中で受付を終了する場合があります。
Q23	申請手続きについて	申請後、交付決定まではどのくらいの期間がかかりますか？	住宅の規模や改修内容、提出書類の修正の有無やその他の申請状況により変わりますので、余裕をもって申請いただくとともに、お急ぎの場合は市役所建築住宅課へご相談ください。

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

番号	種別	質問	回答
Q24	申請手続きについて	交付決定を受けたら、すぐに省エネ改修工事に着手してよいですか？	<p>すぐに省エネ改修に着手することはできません。交付決定後、省エネ設計を行う必要があります。設計が完了したときは、市へ設計の確認を依頼してください。住宅省エネ改修推進事業省エネ設計確認依頼書（様式第4号）に、補助金交付要綱で定める書類を添えて提出してください。</p> <p>市は、省エネ設計の結果を確認した後に、住宅省エネ改修推進事業省エネ設計確認通知書により審査結果を通知します。審査結果において省エネ改修の実施の承認を受けたら、省エネ改修を実施することができます。</p>
Q25	申請手続きについて	設計確認依頼書を提出後、 設計確認通知書の交付までのどのくらいの期間 がかかりますか？	<p>交付決定時と同様、住宅の規模や改修内容、提出書類の修正の有無やその他の申請状況により変わりますので、余裕をもって申請いただくとともに、お急ぎの場合は市役所建築住宅課へご相談ください。</p>
Q26	申請手続きについて	省エネ設計や省エネ改修は 年度をまたいでもよいですか ？	<p>年度をまたいで実施することはできません。補助申請を行う場合は、2月末を目途に補助対象工事が完了し、実績報告を行ってください。</p>
Q27	申請手続きについて	省エネ設計は実施しましたが、工事費が高額になるため省エネ改修は行わないことにしました。 省エネ設計分だけ補助金は出ますか ？	<p>省エネ設計分のみの補助金の交付はできません。省エネ設計と省エネ改修を一体的に行うものが補助対象になります。</p>
Q28	申請手続きについて	1つの物件で、 複数回補助を受けることはできますか ？	<p>できません。同一の住宅に行う補助は、1回が限度になります。</p>
Q29	申請手続きについて	断熱等性能 等級はどのように確認 するのですか？	<p>工事に先立ち、事前に業者（建築士やハウスメーカーの設計部門等）に省エネ設計を行っていただく中で確認します。</p> <p>現況の既存住宅の断熱性能が等級いくつ相当であるかを調査し、どのような改修をすれば改修後に等級5相当以上になるかを、設計業務の中で計画していただくため、そのような設計業務の対応が可能か、最初に業者に相談していただくと円滑に計画できるのではないかと考えます。</p> <p>改修後に等級5相当以上になるかについては、BELS評価書等（全体改修の場合）、又は等級5相当以上であることが確認できる書類（部分改修の場合）をご提出いただき確認します。</p>

【よくあるご質問Q&A】袋井市住宅省エネ改修推進事業費補助金に関する質問・回答

番号	種別	質問	回答
Q30	申請手続きについて	改修工事中に 変更事項が生じた場合、その項目を補助対象とすることはできますか？	申請内容や申請額を変更をしようとするときは、 変更の申請手続きを行う必要があります。 住宅省エネ改修推進事業計画変更承認申請書（様式第8号）を提出してください。内容を審査し、適当と認めたときは、住宅省エネ改修推進事業変更承認通知書を交付しますので、その後に変更した工事を行ってください。 変更承認より前に工事を行った場合は、補助対象とならない場合があります のでご注意ください。 なお、 変更事項が生じ、補助対象が減った場合も変更の申請手続きを行ってください。
Q31	申請手続きについて	補助金の交付は予算の範囲内で実施するとありますが、予算はまだ残っていますか？	予算残の見込みは状況によって変わる可能性があるため、申請前に建築住宅課へお問い合わせください。
Q32	申請手続きについて	補助申請の必要書類のうち、承諾書とは何ですか？	住宅の所有者以外の方が申請する場合に、当該住宅の所有者から承諾を得たことを示す書類です。例えば、持ち家でなく借家等にお住まいの方などが申請する場合に必要になります。